

行政区の皆様へ

令和 年 月吉日  
三好丘行政区  
区長

区費減額の申請について

拝啓 初夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は三好丘行政区の運営に格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第21回定期総会で高齢者世帯の区費減額を下記のように規約改定が可決し、平成23年4月1日より実施しています。

つきましては、該当世帯の方で、減額を希望される方は申請いただきますようお願いいたします。

記

1.三好丘行政区 区費（行政区規約 第19条 参照）

	一 般	単身世帯かつ 70 歳以上
持家世帯	月額500円	月額250円
アパート等賃貸共同住宅世帯	月額250円	月額100円

2.提出方法

区費徴収時、組長又は班長に申請して下さい。

※賃貸住宅等にお住みで、区費を管理会社に納入しておられる方は集会所に直接持参してください。組長、班長では減額の手続きができません。

----- き り と り -----

申 請 書

三好丘行政区 行

以下の様に区費の減額を申請いたします。

世 帯 主 氏 名		生 年 月 日	
		年	月 日
住 所		電 話 番 号	
三好丘 丁目			
申請内容 いずれかに○を付けてください		70歳以上の単身(持家世帯)	
		70歳以上の単身(アパート等賃貸共同住宅世帯)	